

道路交通法の一部を改正する法律案（概要）

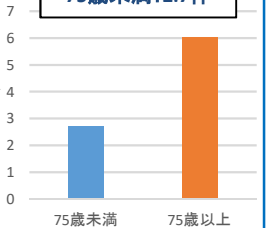
背景

【高齢運転者による交通事故情勢】

- 75歳以上の運転免許保有者数は増加傾向
(平成21年 324万人→ 令和元年 583万人→ 令和6年 760万人(推計))
- 東京都豊島区(平成31年4月)、福岡県福岡市(令和元年6月)等での社会的耳目を集める悲惨な死亡事故の発生
- 制度見直しを求める国民の声(アンケート)

令和元年中の年齢層別の死亡事故件数(乗用・貨物)
(免許人口10万人当たり)

75歳以上:6.0件
75歳未満:2.7件

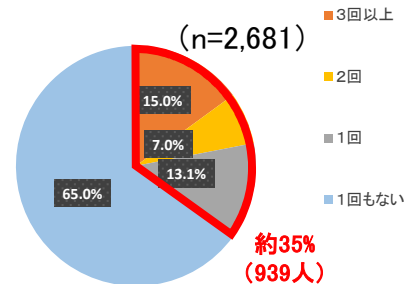


※ 令和元年12月末現在の運転免許保有者数(二輪、原付、小特を除く)で算出
※ 無免許の件数を除く

【第二種免許等の受験資格の見直しの要望】

- 業界の深刻な運転者不足
- 第二種免許等の受験資格の緩和を求める関係業界の要望
(21歳以上・普通免許3年以上等)

【アンケート結果】「あおり運転」の被害経験



- 約35%が過去1年間に被害経験ありと回答。
(約15%は3回以上の被害経験あり)

【社会問題となる「あおり運転」】

- 東名高速(平成29年6月)、常磐道(令和元年8月)等での「あおり運転」の続発

概要

【高齢運転者対策の充実・強化】

- 75歳以上で一定の違反歴のある者は、運転免許証更新時に運転技能検査を受検
→ 検査の結果が一定の基準に達しない者には、運転免許証の更新をしない。
(注) 運転技能検査の対象とならない高齢運転者には実車指導を実施し技能を評価
- 申請により、対象車両を安全運転サポート車に限定するなどの条件付免許を与える。

【第二種免許等の受験資格の見直し】

- 特別な教習を修了した者は、第二種免許・大型免許等の受験資格を緩和(19歳・1年以上に)
- 21歳(中型免許は20歳)までに違反が一定基準に達した場合は、講習の受講を義務付け
(不受講者等は特例を受けて取得した免許を取消し)

【妨害運転(「あおり運転」)に対する罰則の創設等】

- 以下の運転行為に対する罰則を創設
 - ① 通行妨害目的で、交通の危険のおそれのある方法により一定の違反(車間距離不保持、急ブレーキ禁止違反等)をした場合(懲役3年・罰金50万円以下)
 - ② ①により著しい危険(高速での停車等)を生じさせた場合(懲役5年・罰金100万円以下)
- 免許の取消処分の対象に追加

【その他】

- 関係者が合意した場合には、路線バス以外のバス等もバス停に駐停車可能とする。
※ バス停から10m以内は路線バス以外駐停車禁止
- 違法駐車車両に対する車輪止め措置の規定の削除

等